

遺伝資源を利用する学術研究のための ABS学術対策チームの役割と活動

ABS Task Force Team for Academia Supporting and Promoting Research Utilization of Genetic Resources

森 岡 一*
Hajimu MORIOKA

抄録 ABS学術対策チームは、遺伝資源を利用する学術研究を支援し促進するため、利用研究実態を調査し、アクセスと利用に関する個別相談に応じている。研究機関や学会で普及・啓発講演活動を行っている。研究機関が自己遵守活動を行えるようガイダンス案を作成し、専門家の育成を行っている。

はじめに

1992年にブラジルリオデジャネイロで開催された国連環境開発会議（地球サミット）において、「気候変動枠組条約」とともに、「生物多様性条約」が採択され、1993年12月に発効した。地球規模での環境保全をめざした国際的な取り組みである。

生物多様性条約には三つの目的が掲げられている。この三つの目的の実現に向かって取り組むことが加盟国の責務である。日本はいち早く批准しており、利用国の一員として積極的な取り組みを行っている。

表1：生物多様性条約の目的

目的1	生物の多様性の保全
目的2	その要素の持続可能な利用
目的3	遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分

生物の多様性の保全や、その要素の持続可能な利用は、基礎的な学術研究がなければ達成するこ

とが困難である。基礎知識もデータもないところでは、生物多様性の保全や利用は考えられない。学術研究分野では、生物多様性条約ができる以前から、積極的に生物多様性の保全や持続可能な利用のための基礎研究を行ってきた。生物多様性条約の実施には、学術研究が重要な役割を担っているといえる。

学術研究は、今後もより一層生物多様性の研究を発展させ、国際社会と協力して推進し、将来の持続可能な社会をめざしていかなければならない。大学や研究機関は、生物資源についてのそれぞれの研究蓄積と経験を生かして、生物多様性に貢献する研究成果を蓄積し、学術的な利益や知識を提供国と共有し、よりよい地球環境を目指した取り組みを推進していく。

* 国立遺伝学研究所知的財産室 ABS学術対策チーム
チームリーダー
Team Leader, AB Task Force Team for Academia,
Intellectual Property Unit, National Institute of Genetics

生物多様性条約では、その前文と第 15 条第 1 項に示されているように、自国の生物資源について主権的権利を有することが認められている。これは生物多様性条約と同時に採択された国連環境開発会議リオ宣言の第 2 原則に基づくものである。それまでは、生物資源は人類共有の遺産として長い間認識されてきた。この常識と大きく異なる、いわゆるパラダイムシフトといえる変化である。生物資源に対する主権的権利に基づき、締約国は遺伝資源に対するアクセスと利益配分のメカニズムを構築してきた。その集大成のひとつとして名古屋議定書がある。

大部分の学術研究では、遺伝資源の利用研究により成した成果は公共のものとなり、それが科学の発展に貢献し、社会貢献することが「遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分」であると考えてきた。また、学術研究で得られた成果は共有の遺産であり、公有されると考えられてきた。なぜなら、生命科学の原則はその成果の再現性にあり、再現性を確保するには、用いた遺伝資源の自由な流通が不可欠であるからである。利用する生物資源は公有の財産であるという考え方が、長い間学術界の基本原則として認識されてきたため、生物多様性条約で決められた主権的権利という新たな考え方を受け入れることができず、混乱を現在まで引きずっている。

生物多様性条約では学術研究を例外として認めていない。善良な市民として研究者は生物多様性条約を遵守し、社会的責任を果たす義務がある。学術研究は、生物多様性条約の第三番目の目的である「遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分」について、誠実な精神で合理的に対処することが求められている。積極的に生物資源を利用し、その成果で科学技術の発展に寄与し、社会に貢献していくためには、学術研究は生物多

様性条約の規定を遵守し、対処することが必要である。

生物資源を利用して学術研究を行っている研究者本人が生物多様性条約の規定を遵守することは当然であるが、実際にアクセスと利益配分を確実に実行することは、研究者にとって多大の負担になり、本来の研究活動が阻害されることが予想される。研究者本人が個人で対処するにはもはや困難な状況になりつつあるため、研究機関組織全体で対処する必要があると考える。特に、名古屋議定書を日本が批准し、国内措置が実施されれば、資源国との対処のみならず、日本国内での対処の必要性が生じるため、個人より組織としての対処がより重要となってくる。生物多様性条約や名古屋議定書に対処することが研究機関全体の社会的責任であり、国際社会に対する貢献であると考えている。

したがって、研究組織として、その遺伝資源利用研究の実態を把握し、明確な原則・方針と責任体制を構築し、遺伝資源の取り扱いについて行動規範あるいはガイドラインを明らかにし、合理的な運営を行っていかねばならない。研究組織として誠実で適切な対処を強化することにより、海外の研究機関との国際学術連携を深めることになり、国際的な学術貢献を行うことが可能になると考える。

1. ABS¹学術対策チームの設立

ナショナルバイオリソースプロジェクト (National BioResource Project : 以下 NBRP と略)² は、文部科学省の主導・予算のもとに行われている大学等の横断的学術研究プロジェクトである。ライフサイエンス研究の基礎・基盤となるバイオリソース (動物、植物、微生物等) について収集・保存・提供を行うとともに、バイオリソースの整

備を行っている。NBRP の管理運営組織は国立遺伝学研究所内に設けられている。

NBRP では海外の遺伝資源を取り扱う場合があるため、生物多様性条約に基づくアクセスと利益配分に配慮した運営を行う必要がある。遺伝資源を取り扱う学術研究が、生物多様性条約に従って研究を行っていることを確保し、円滑な研究活動を推進するための文部科学省の指導³に対応するためである。

2012 年 10 月、文部科学省の指導の下、NBRP の下部組織として国立遺伝学研究所知的財産室内に ABS 学術対策チームが発足した。ABS とはアクセスと利益配分 (access and benefit-sharing) の略である。この ABS 学術対策チームは、NBRP の下部組織ではあるが、学術研究機関全体の遺伝資源利用研究の円滑な推進のサポートを目的として活動を行っている。以下に ABS 学術対策チームの活動を紹介する。

2. ABS学術対策チームの役割とミッション

遺伝資源を利用する研究を取り巻く状況は大きく変化している。日本の遺伝資源利用学術研究を促進するため、生物多様性条約への対策を講じることが急務であり、そのための専門組織を作り、経験者を配置し、あらゆる生物多様性条約関連の問題の解決に取り組むことが必要である。

ABS 学術対策チームは、遺伝資源の利用研究を行っている研究現場で実際に起こっていることを把握し、問題があれば一緒になって解決策を探り、研究者の負担を少しでも低減することを主な目的にしている。特に、遺伝資源のアクセスと利益配分に関する国内制度を持たない提供国に対してどのように対処するのがよいか、現実の問題解決の中でベストプラクティスを模索する。このような研究現場での問題解決の経験を蓄積し、分析すれ

ば、類似の問題に対して素早く対処方法を提示することが可能になり、将来の施策に貢献できると考える。

次に、遺伝資源を取り巻くさまざまな状況変化を、研究者に普及し、啓発することが急務である。大学等への講演や学会等での展示などを積極的に行わなければならない。名古屋議定書では、日本国内での遺伝資源利用についてさまざまな措置が求められているので、研究者が自主的な遵守行動をとれるようにすることが必要である。

提供国あるいは利用国での実態調査活動を行い、各国のアクセスと利益配分に対する学術研究の取り組み施策を調査研究したり、アクセスと利益配分法制度の変化をいち早く日本の研究者に伝えたりすることが必要である。また、生物多様性条約関連の国際会議などに積極的に出席することにより、生物多様性条約の取り組みの今後の方向性を把握することも必要である。

遺伝資源研究者が円滑に研究を実施できるように、アクセスと利益配分に関する学術研究用の原則及び行動規範・ガイドライン等の作成を目指し、学術研究機関における遺伝資源利用に関する体制を構築することが求められている。ガイドライン等で強調されることは、学術研究における利益配分は非金銭的なものであること、また国際的な学会等の規範、公開原則などへの整合性などであると考えられる。欧州学術機関等で制定・運用されているガイドラインを参考にしつつ、実際の遺伝資源利用研究を行っている研究者の意見を取り入れた、研究者が使いやすい行動規範・ガイドライン作りを行う。

生物多様性条約自身の考え方が不明確で不安定な部分や論争になっている部分があり、提供国の国内法令に依存する部分が多い。提供国の政策や方針によって、アクセスと利益配分の制度が異

なっていることもある。しかし、研究者が、遺伝資源の取り扱い、特に生物多様性条約に基づいたアクセスと利益配分制度を常にフォローし、アップデートすることは不可能である。また、学会等で、お互いの経験を共有するような取り組みも組織的になされているとはいえない。その結果、遺伝資源を扱う研究者は、遺伝資源取り扱いに対する不安感を持ち、研究活動を方針変換あるいは縮小するような事例も見られる。このような状況に対応するため、生物多様性条約に加盟している国のアクセスと利益配分に関する法令をまとめたデータベースの作成を行い、具体的な手続きについて最新情報を提供するシステムを確立することも必要であると考えられる。

3. ABS学術対策チームの具体的な取り組み活動

現在まで行ってきた具体的な活動と今後の方

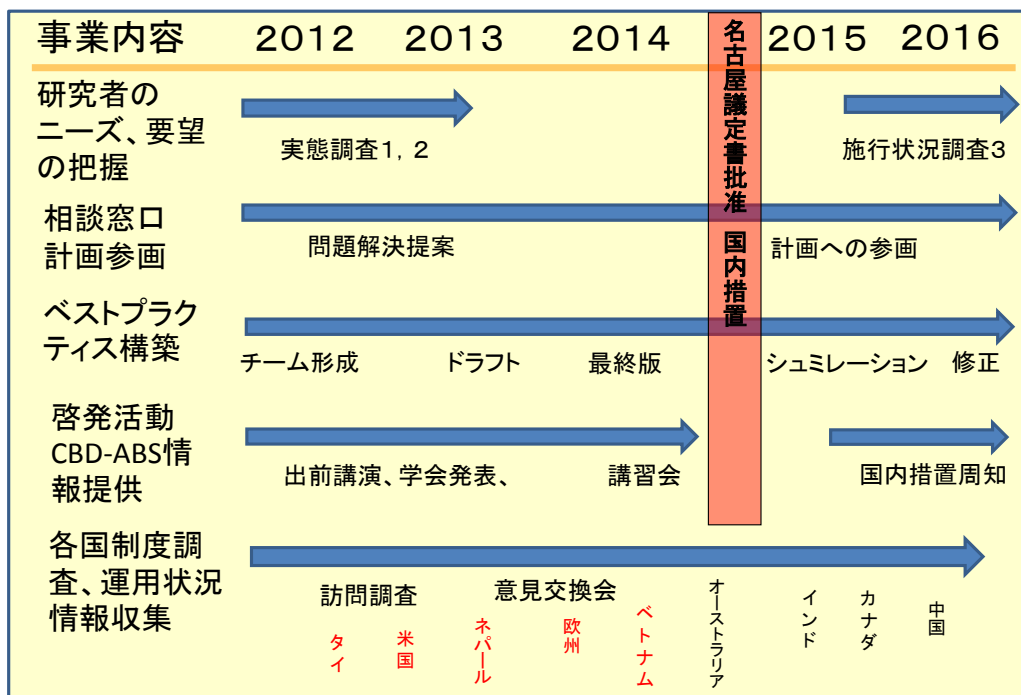
針をまとめたのが、下図である。主な活動を紹介する。

(1) 普及・啓発活動

生物多様性条約に対する認知度は、学術研究者の間で低い。ABS学術対策チームの活動として、生物多様性条約の基本原則を普及・啓発する活動を行っている。主に、研究機関での講演会の開催、学会等での展示紹介などである。各研究機関等の要請に基づいて、対象研究者あるいは研究支援者に、アクセスと利益配分問題を解説し、研究者の疑問に答えている。講演会では個別相談を行い、個別の問題に対処している。

また、遺伝資源を用いる研究と関連性のある学会等でのポスター展示を行い、学会参加の研究者に普及することも行っている。過去2回日本分子生物学会でNBRPの取り組みの一つとして紹介した。

図1：ABS学術対策チームの活動



生物多様性条約関連の学術シンポジウムの開催も行っている。国内の遺伝資源利用研究を行っている研究者や、著名な活動家を集め、研究者の持つべき遺伝資源利用の原則について議論している。スイス科学アカデミーと共にアクセスと利益配分に関する研究を行い、スイスの遺伝資源利用政策に多くの貢献をしている Susette Biber-Klemm を招待し、2013年2月に、国際シンポジウムを開催した。ここでは、大学・公的研究機関の研究・産学連携・知的財産マネジメントの観点から、関連分野の専門家による講演と、パネルディスカッションを行い、遺伝資源の利用とその成果の知的財産面での取り扱いを中心に多くの議論がなされた。

2013年11月に文部科学省と共催で意見交換会を実施した。名古屋議定書の国内措置検討に関して、文部科学省の担当者と共に政府内での検討状況を報告し、遺伝資源利用の学術研究が阻害されることのない制度をめざしていることを強調した。学術関係者と直接対話することにより、生の意見を収集することができ、今後の国内措置検討に活かすことができた。

(2) 個別相談

各大学、研究機関で遺伝資源を利用する研究を実施している場合、計画段階、実施段階、終了後段階で、さまざまなアクセスと利益配分関連の問題が生じる。多くの専門家を抱えている研究機関なら、それほど大きな問題ではないかもしれないが、研究者が相談できる専門家もなく一人で悩んでいる場合も多いと思われる。あるいは問題を解決することができず、遺伝資源利用研究を中止することがあるかもしれない。

遺伝資源を利用する研究活動中に起こる様々な生物多様性条約関連の問題を個人的に相談し、解

決策を探るために相談窓口を設けた。特に、生物多様性条約で重要とされている「アクセスと利益配分」問題の法律のあるいは制度的な問題を主な相談としている。相談窓口で蓄積した豊富なケーススタディの分析により、相談された問題に対する最適の答えを導き出すことが将来可能になると考える。

それぞれの悩み・問題を相談窓口で公開することに不安を感じていることがあるかもしれないので、相談窓口の義務として守秘義務を課すことにしている。基本的に相談を受けた内容をそのまま公開することはない。ただし、本相談窓口の活動報告義務を考えた時、具体的な相談内容がわからない形でケースレポートとして発表することは今後行いたいと考える。

ABS 学術対策チームを開設して約1年半経過したが、平均すると週に2件程度の相談を面談、メール、電話などで受け付けた。資料請求などの相談はその場で解決するが、時間のかかるものも少なくない。

複数以上あった類似の相談を分析すると、アクセスに関する問題がもっとも多い。特にアクセスと利益配分の対象になる遺伝資源の定義、範囲に関する質問である。これは遺伝資源を利用する研究が極めて多岐に渡っていることを反映している。研究対象となる遺伝資源が、生物多様性条約の定義、範囲に入っているのかどうか研究者個人で判断できないためである。

定義問題の中で最も多いのが、派生物である。派生物については多くの議論があり確定していない状況の中で、実際利用する研究素材が派生物の範疇に入るのかどうか研究者は悩んでいる。次に多いのが、海外留学生・研修生の持ち込む素材のアクセス手続き問題である。コモディティ問題と関連で海外の流通市場で入手した素材、仲介業

者・アマチュアから入手した素材についてアクセス手続きをどのようにするかという問題も多い。これらの問題は、明確な判断基準が与えられていないため、回答を出すことは困難であり、個々のケースで最良の方法しか提示できない。

アクセス問題以外では、入手した遺伝資源の利用に関して、計画変更への対応、実施している研究内容をどのように提供国に理解してもらうかなどの質問がある。また利益配分について、研究機関が考えるべき研究の金銭的利益配分の原則や、遺伝資源特許出願時の取り扱い方法、特許出願後の対応などに関する質問がある。

(3) 提供国・利用国調査

世界の研究機関がどのようにしてアクセスと利益配分を管理運営しているかを調査することは重要である。研究機関が資源国にある場合、資源国側の考え方と管理運営が理解できる。利用国にあるならば、利用する側の考え方と取り組みが理解でき、日本の参考になる。

世界の遺伝資源研究を行っている研究機関を訪問し、その機関で実際行ってきた問題解決方法を調査し、相談窓口業務に生かしていく。また、世界の遺伝資源研究を行う研究機関を訪問することによって、世界の研究者との人的交流が構築できる。この人的関係を通じて、国内の研究機関への情報提供も可能になる。さらに、国内の研究機関の問題を国際的な観点からの解決を図ることも可能になる。

資源国の研究機関は、政府のアクセスと利益配分政策に関わっている場合が多い。訪問したタイやベトナムの研究所・大学の主要研究者は、政府のアクセスと利益配分検討委員会の委員となって、意見具申しているとの話をしていた。研究機関では実際の経験があるため、ケーススタディになっ

て政策、方針作成に反映できる。したがって、資源国の研究機関は、政策の動向をいち早く知ることが可能である。資源国の研究機関と密接に連絡しあうことにより、その国の政策変化を入手することが可能になる。

ABS 学術対策チームが行った日本の研究者アンケート調査結果によると、日本の大学が行っている国際学術共同研究の相手国はタイが最も多いことがわかった。タイの遺伝資源を利用したタイの学術機関との共同研究が数多く進行中であると考えられる。

日タイ間の国際共同研究の状況を把握することは、今後の ABS 学術対策チームの活動に有意義な情報を提供してくれる。タイ研究者の問題意識を日本の研究者と検討することによって、タイと日本間の国際共同研究がより円滑に推進することが可能になると考える。国際共同研究が促進されれば、タイにとってもより多くの有益な利益をあげることができる。

2013年1月にタイ調査を行った。その結果、タイでは、生物多様性条約関連の法整備は急速に進んでいることがわかった。公立研究機関に対するアクセスと利益配分規則が2011年に制定された。これで、植物品種保護法と共に、遺伝資源全体の法体制が整ったものと考えられる。タイ天然資源環境省傘下の生物多様性経済開発局はアクセスと利益配分の中心的役割を果たしている。

2013年10月日本—タイ遺伝資源アクセスと利益配分に関するワークショップを開催し、タイにおける遺伝資源の学術研究の実情と今後の方向性を報告した。タイ側からは、アクセスと利益配分法制度作成にリーダー的役割を担っているタイ政府の天然資源環境省生物多様性経済開発局副局長と、マヒドン大学前副学長に発表してもらった。

このワークショップで得た情報を基に、日本の

研究者が行うタイにおける遺伝資源利用研究の在り方をより詳しく戦略的に検討することができる。更に、タイのアクセス窓口と懇意になることにより、アクセスと利益配分の手続きが促進されることが期待できる。

米国は、生物多様性条約に加盟していない国である。しかし、世界で最も遺伝資源の利用が盛んな国でもある。生物多様性条約の仕組みの外にあって、加盟国である提供国との関係をどのように構築しているか興味がある。またどのようにして米国の遺伝資源利用を停滞させず発展させているのか、日本の今後のアクセスと利益配分対策を考えるうえで参考にすべき点は多くある。

米国の遺伝資源探索研究活動は古くから行われている。1970年代から、生物の中に有用な産物を見出す探索研究が盛んで、抗生物質や抗がん剤など多くの成果を上げてきた。これらの新規な活性化化合物を探索する研究の中心は国立衛生研究所（以下、NIHと略）であり、その中の国立がん研究所である。現在でも、この探索研究活動はNIH予算により継続されている。特に、NIHの国際学術連携機関 Fogarty Center が主催する International Cooperative Biodiversity Group（以下、ICBGと略）⁴の活動は、探索のみならずあらゆる遺伝資源利用研究を提供国と共同で行っている。

NIHの遺伝資源探索プロジェクトを支える基本理念は6つの原則という形で表現されている。この中には、生物多様性条約で求められている基本的なルールの遵守が盛り込まれている。この原則がプロジェクト全体のみならず、プロジェクト成果のライセンス先にまで効力を及ぼしている。プロジェクトの資金申請を行う大学は、この原則を守ることを約束しなければならない。また、成果のライセンス先の企業も、この原則に従って提供国との利益配分交渉をやり直し、たとえ派生物

であってもその利益配分は行わなければならない。

NIHの遺伝資源探索研究は、次の二つの仕組みによりその活動が支えられているのが特徴である。米国の大学といえども提供国と交渉するのは面倒であるし、時間がかかる。提供国のキャパシティービルディングをボランティアで行う米国の弁護士グループ Public Interest Intellectual Property Advisors⁵がある。NIHとこの弁護士グループが協力し、探索研究のPIC/MAT交渉を促進するという仕組みを開発している。このような専門家からなる中間交渉グループの関与が、大きな促進効果をあげていることを認識すべきである。

遺伝資源を利用する学術研究の利益配分は、学術論文の発表、留学生の教育・訓練、提供国での研究能力の構築などが一般的である。これらの活動は、研究活動そのものとは距離があるため、遺伝資源探索研究プロジェクト内の費用で賄うことは難しい。そこで、NIHはこれらの利益配分活動に対して、NIH内の教育予算、関連省庁の予算、提供国大使館の予算などを使う仕組みを持っている。提供国での単なる探索研究に終わるのではなく、提供国の持続可能なビジネスに結びつけることが可能になっている。

2013年8月にネパールカトマンズで開催された国際シンポジウムに参加した。この会議は、「遺伝資源・伝統的知識の保護とイノベーション・経済発展—南アフリカモデルの検証と日本への示唆—」をテーマにしている。ネパールにおけるアクセスと利益配分に関する法制度を検討しているネパール政府森林土壌保全省事務次官（大臣級）や南アフリカ共和国の科学工業化研究組織の先住民伝統的知識システム総括者などが出席した。

南アフリカで進む「遺伝資源・伝統的知識」の活用プロジェクトの事例や、ネパールのような法整備の準備段階にある途上国の課題を検証した。

更に、利用国である日本から遺伝資源の活用をより活性化させるために必要な政策の在り方についても議論を行った。ネパール政府森林土壌保全省事務次官から、現在ネパールで導入を検討している「遺伝資源へのアクセス、利用および利益配分を規定する法律」について情報を入手した。しかし、ネパールでは国家体制の立て直し中であるため法案の成立は不確実である。

2014年1月欧州の学術研究機関を中心に調査を行った。欧州連合では、名古屋議定書関連法であるEU規則が議論されており、2014年3月に欧州議会と欧州理事会でEU規則⁶が承認された。

欧州の研究機関では、EU規則への対応を検討している。英国王立植物園 Kew では、現在のガイドライン、移転契約などの手直し、EU規則への適合化を行っている。英国自然史博物館では、欧州にある博物館と連合体を形成し、名古屋議定書、EU規則に合致した原則、行動規範、ベストプラクティスなどを開発中である。ベルギー微生物学連合では、現在運用されている行動規範 (MOSAICC) を見直し中である。

スイスでは、欧州連合とは別に、独自の名古屋議定書批准活動を行っている。すでに、自然文化遺産保護法の改正案⁷を作成し、2014年3月に可決成立した。スイスの植物園あるいはスイス連邦工科大学などでは、改正法対応として『相当な注意 (due diligence)』の在り方などを検討している。

欧州の生物関連の学会が行っている ABS 活動に日本の学会が参加できるよう、ABS 関連の国際シンポジウムを2014年12月に開催する予定である。英国王立植物園 Kew、英国自然史博物館、オーストラリア国立海洋生物研究所を招待し、欧州・オーストラリアの遺伝資源保存施設におけるアクセスと利益配分の取り組みを紹介してもらう。その上で、日本の遺伝資源保存施設のアクセスと

利益配分施策にどのように活用するかを考える。

2014年3月ベトナムハノイの研究機関等を調査した。ベトナムは社会主義国家である。国土は国のものであり、私有という概念はない。したがって、生物資源の利用に関しては、中央政府、地方政府の人民委員会が判断する。このことは、ベトナム生物多様性法 2008 にも色濃く反映されている。天然資源環境省が一元的に生物多様性を政策運営する責任を持っている。天然資源環境省から権限移譲された地方政府の人民委員会には、生物多様性を管理運営する部署が組織されている。地方政府の下部にある町村にも人民委員会があり、そこでも専門の係官が生物多様性を管理運営している。

現在、アクセスと利益配分に関する法律は、生物多様性法 2008 に記載されている。更に本法の一部を更に詳しく解説した施行則⁸が2010年に作成されている。その中にはアクセスと利益配分の手続きについて書かれた条項があるが、それほど詳しいものではない。

法令があるにもかかわらず、研究機関は独自の目的に従って活動を行っているように思われる。生物多様性法 2008 との合法性をとることに苦勞しているようである。本法令に対する不満は大きく、天然資源環境省に設けられた検討委員会で法令の改正を討議している。

(4) ベストプラクティスの作成と普及

生物多様性条約の目的の一つである、遺伝資源へのアクセスと利益配分について、2002年にボン・ガイドラインが示され、更に2010年に拘束力のある名古屋議定書が採択された。名古屋議定書では、第19条契約の条項のひな型、第20条行動規範、指針及び最良の実例又は基準が規定されている。

遺伝資源を利用している学術研究も、名古屋議定書の第19条及び第20条に対応するため、明確な仕組みとして、学術研究の原則、ガイドライン、行動規範、標準契約案などを作成する必要があると考える。特に、学術研究を行う利用国としての立場と、生物学における再現性確保のための自由な材料交換という規範を守る研究者としての立場を考慮し、さまざまな国際学会のルールを踏まえることも求められている。

2013年3月から約1年をかけて、生物多様性条約の専門家、知的財産法の専門家、大学の実務者、弁護士などと議論を行い、ガイドランスの作成を行っている。まず、ガイドランスの考え方について議論した。遺伝資源利用研究は多種多様であり、それぞれに対応でき、幅広い解釈ができるガイドランス方式がよいという考えになった。ガイドランスとは、アクセスと利益配分ルールの実行を支援するための考え方や進め方を提示する方法である。資源国の法律が微妙に異なっているため、単一的なアクセス方法を提示するガイドラインにすると、それに合わない国がでてきてしまう。また、画一的方法を示しても、その方法で対処できない場合が考えられる。推奨する基本的方法を示すことにより、現状に合わせて現場で解釈し、対処することが重要であると考えた。ベストケースがでてくれば、それを参考に分野別のベストプラクティスを作成する予定である。

EU規則第5条に定められているように、遺伝資源利用におけるコレクションの重要性が強調され、コレクションの名古屋議定書への合法的な対応が求められている。ガイドランスでは、日本のコレクションの対応の在り方について必要事項を示している。欧米のコレクションではすでに原則、行動規範、ガイドラインなどを策定し、実行しているため、それらを参考にしている。

名古屋議定書の国内措置は現在政府内で検討中であるため、日本の国内措置に対応したガイドランスをいれることはできない。日本の国内措置が決定してから、新たに組み込む計画である。

日本学術界の現場の意見では、ガイドラインや標準素材移転契約の作成、提示を希望している。そこで、標準的な契約実例を提示した。ただし、契約は主に提供国と利用者との間の契約になっており、いわゆる第三者移転に対する契約は含んでいない。更に、よくある質問、特にアクセスに関する質問に対する回答例も提示している。

次に、ガイドランスの実行を確実にを行うには、研究者だけでは困難であるとの考え方が提案された。すでに、研究者の責任範囲を越えて、研究機関が責任を持って、組織全体で対処すべき事態であるからである。そこで、ガイドランスでは、研究者を支援する体制・しくみの重要性を強調している。研究機関全体、研究推進、コーディネーター、産学連携、知的財産等の研究支援者のためのガイドランスが重要であると考えた。

研究機関の社会的責任を明確にした環境保全・人権尊重に対する宣言、原則の確立が最も重要である。研究機関のリスク管理としての側面もある。資源国の定めたルールに従ったアクセスと利益配分を行わない場合、当事者である研究者のみならず研究機関が社会倫理に対する対応を問われる事態になることは報告されている。このような事態を予防するための取り組みが求められる。そのため、研究機関の生物多様性保全宣言を作成し、研究機関の社会的責任を明確にすることが重要である。更に、それを具体化した研究機関としての原則、行動規範やガイドライン、更に標準契約などの整備が必要である。

それらの研究機関の遺伝資源利用ルールを確立した上で、それを実行する組織体制が整備され

なければならない。遺伝資源利用委員会をはじめとする実行体制を考案することが求められる。しかし、新たな組織体制を作り、専属の人員を配置することは現実として難しい。現在設置されている組織、仕組みを活用し、ミニマムからスタートし、遺伝資源利用実態に合わせて組織を整備することを推奨している。

研究機関として、遺伝資源利用研究の実態の把握がまず必要である。実施体制を作るための基礎資料として、少なくとも1993年(条約発効年)以降に入手した遺伝資源研究の記録を精査し、遺伝資源入手時に交わしたアクセスと利益配分に関する法的書類を確保することが求められる。更に、遺伝資源関連の研究を行っている留学生や派遣研究者の研究実態を把握することも必要である。

(5) 提供国国内法令のデータベース化

生物多様性条約事務局には、締約国のプロフィールをまとめたサイトが用意されている⁹。そこには、各国のナショナルフォーカルポイントの連絡先やアクセスと利益配分に関する法令がリストアップされている。しかし、このサイトにはいくつかの問題があり、使いにくい。一つは情報の更新が頻繁にされていないため、ナショナルフォーカルポイントリストに記載されている人物がいなかったり、新たな法令が追加されていなかったりするケースが多い。また、法令が英語で書かれていないケースが多く、翻訳等を行えば内容が読めない国が多い。例えば、ベトナムではすでにアクセスと利益配分に関する施行則が2010年に作られているが、2014年6月現在、事務局サイトには生物多様性法2008しか載っていない。法律、省令、ガイドラインと多くの関係文書を関係づけなければならない困難さもある。

このような状況では、提供国のアクセスと利益

配分に関する法令情報を正確に把握することは困難である。そこで、これらの困難さを解消しようと、提供国の最新の法令情報を網羅的に整理し、かつ日本語に翻訳したデータベースを作成している。更に、これらの情報をもとに、事前の情報に基づく同意の取得や相互に合意する条件に対応した提供国の要件を解析し、明確化していく予定である。こうすることにより、提供国の許可と契約を確実に行うことが可能となるし、すでに取得した許可と契約の法的確実性を確認することができる。

まとめ: 今後の対応

名古屋議定書に基づく日本の国内措置の在り方について、相談窓口で受けた多くの相談内容をもとに私見を述べたい。現在日本の国内措置は政府関係者の中で検討が行われているが、どのようなものになるのか現時点ではわからない。しかし、どのような形になるにせよ、遺伝資源利用研究を行う学術機関は、日本国内措置に対応した準備を行わなければならない。

第一に考えるべきことは、日本の国内措置によって遺伝資源を用いる学術研究を停滞させてはならないということである。そのため、いくつかの想定される状況に対処することが必要になる。最初の基礎データとして、現在実施されている遺伝資源を利用する学術研究の実態を把握することである。特に、有体物である遺伝資源、関連する無対物である伝統的知識、それに付随していなければならない法的な書類の確認が求められる。この実態調査により、研究機関における実態と問題点が明らかになり、将来の取り組みの方向性が見え、対応策が立てやすくなると考えられる。

日本でどのような国内措置を行うのか現時点では明らかでないが、日本と並ぶ利用国である欧

州連合では、すでに域内措置として EU 規則を制定している。日本の国内措置を、欧州の EU 規則とかけ離れたものにするのは、利用国間での協力関係を複雑にする。学術研究における簡便な方法とは相反することである。

すでに、名古屋議定書に国内措置の最低要件が記載されているので、日本の国内措置は EU 規則とそれほど大きな差異はなく、基本的に同様な内容にすべきであろうと考える。その上に、日本の事情、日本の利用者の意見、要望を取り入れることになる。そこで、日本の国内措置が EU 規則と同程度と仮定した場合の学術研究の対応を予想したい。

学術研究にとって EU 規則の最も重要な点は、第 4 条の『相当な注意 (due diligence)』と第 5 条のコレクション登録簿である。第 4 条の『相当な注意 (due diligence)』は、研究者の自己責任による自主的な遵守行動を求めたものであり、研究者の義務と責任に依存した実施方法である。統一的なトップダウンの実施方法ではなく、現実の多様な実施形態に対応したボトムアップの方法ということができ、コスト効率よく実行可能であると考えられる。しかし、研究者に PIC/MAT の確保を義務付けるため、研究者の負担は大きい。

日本の国内措置として、『相当な注意 (due diligence)』方式が可能であるかどうか議論のポイントとなる。簡易な国内措置方法は、生物を扱う学術界の総意である。簡易な方法で実施されない場合、日本の生物学研究は少なくとも欧州の学会に遅れをとることになり、科学の進歩・発展に重大な影響を与えると予想される。

しかし、研究者自身の生物多様性条約に対する理解が不足しているように感じられる。また、研究機関・コレクションあるいは学会が、アクセスと利益配分に関する取り組み、普及・啓発活動を

十分に行っているとは考えにくい。こういう現状では、EU 規則の『相当な注意 (due diligence)』方式と同様な方法で、研究者の義務と責任に依存した国内措置方法を採用して、研究者の自主的な遵守行動にまかせることができるか不安なところがある。また、PIC/MAT の法的手続きは、研究者個人に任せる範囲を越えている。

EU 規則第 5 条のコレクション登録簿は、コレクションに『相当な注意 (due diligence)』義務を課したものである。PIC/MAT 付の遺伝資源を収集・保存しているコレクションを利用することによって、研究者はその『相当な注意 (due diligence)』義務から解除される。つまり、PIC/MAT 取得義務を研究者からコレクションに転嫁したものと考えられる。

英国王立植物園 Kew など多くの欧州の博物館あるいは植物園は、遺伝資源の利用に関するアクセスと利益配分について、生物多様性条約発効以前から自主的に真剣に取り組んでおり、自主規制方法をすでに確立している。多くの行動規範、ガイドラインなども生物関連学会から発表されている。したがって、欧州のコレクションにとって、EU 規則第 5 条は、手直しこそあれ、いままでの取り組みを大きく変更するものではないと考えられる。現在、コレクション団体が集まって、EU 規則第 5 条に対応した方策を検討している。更に、欧州委員会では、EU 規則第 5 条の実施規則をこれらの団体と共に検討している。

研究機関の遺伝資源利用研究促進組織の構築と運営が、日本の学術研究における国内措置の簡易な方法の一つとして提案したい。研究機関が、社会的責任のもとで、アクセスと利益配分についての原則を定め、それに基づく行動規範、ガイドラインを確立し、標準移転契約書作成する、という自主的な活動を行うことが自主的な遵守行動につ

なると考える。そのことにより、研究機関としての自主遵守体制を確立することができる。EU規則で導入された、簡易な方法である研究者個人による『相当な注意 (due diligence)』方式から、研究機関の『相当な注意 (due diligence)』方式にすることによって、日本での国内措置の実行可能性が高まるもの考える。

(本稿は筆者の個人的見解に基づいて作成されたものであり、ABS学術対策チームの見解ではない。)

注)

- 1 ABSとは、Access and benefit-sharingの略であり、アクセスと利益配分と訳される。生物多様性条約の第15条の規定に従って遺伝資源へのアクセスとその利用の結果生じた利益を公正で衡平に配分することをいう。
- 2 NBRP：ナショナルバイオリソースプロジェクト (NBRP) 情報公開サイト (<http://www.nbrp.jp/>)
- 3 文部科学省『海外での遺伝資源取得にあたっての留意点について』 (http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shinkou/025/gijiroku/_icsFiles/afieldfile/2012/02/17/1316396_6.pdf)
- 4 International Cooperative Biodiversity Groups (<http://www.icbg.org/>)
- 5 Public Interest Intellectual Property Advisors (<http://www.piipa.org/>)
- 6 REGULATION (EU) No 511/2014 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 16 April 2014 on compliance measures for users from the Nagoya Protocol on Access to Genetic Resources and the Fair and Equitable Sharing of Benefits Arising from their Utilization in the Union
EU規則案 (2014/1/22 欧州議会環境委員会資料) (環境省暫定仮訳) ; http://www.env.go.jp/nature/biodic/abs/conf/conf01-16/ref03_2.pdf.
- 7 Bundesgesetz über den Natur- und Heimatschutz (NHG), Änderung vom 21. März 2014, e-parl 20.03.2014 16:46
- 8 Decree: Detailed regulations and guidelines for implementation Some articles of biological diversity, No: 65/2010/ND-CP, Hanoi, 11062010
- 9 Country Profiles (<http://www.cbd.int/countries/>)